

平成 30 年度 第 2 回 佐倉市福祉有償運送運営協議会 会議録

開催日時 平成 30 年 7 月 5 日 (木) 10 時 30 分～12 時 45 分
開催場所 佐倉市役所議会棟第 3 委員会室
出席委員 佐藤 幸恵 (福祉部長)、飯塚 孝廣※【代理人】八木橋 武士
高梨子 淳一、海上 美佳、谷野 宏輝、友崎 彰
安本 秀明、鵜崎 金次、川名 秀雄、木村 毅
事務局 三須 裕文 (社会福祉課長)、舎人 樹央 (社会福祉課地域福祉班班長)
片貝 壽秀 (社会福祉課主査)、林 真理子 (社会福祉課主任主事)
事業主体 特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総 1 名
傍聴人 なし

【次第】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 【事務局説明】 (協議概要について説明)
- 3 議事※【議事詳細参照】
 - (1) 特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総 における登録申請について
- 4 その他
- 5 閉会

【3 議事詳細】

▲事務局

それでは、要綱第7条第1項により、「会長が議長となる」旨が規定されておりますので、議事進行を会長にお願いします。

◇会長

それでは、会議次第に従い進めさせていただきます。

本日の出席委員は、全員でございます。過半数以上のご出席をいただいております。要綱第7条第2項の規定に基づき、本協議会は成立いたします。

それでは、議事（1）特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総の登録申請について、事務局から協議事項の説明をお願いします。

▲事務局

説明させていただきます。前回5月22日に開催いたしました前回の運営協議会のなかで特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総の登録申請について皆様にご協議いただきました。最初に『関係資料』の会議録（抜粋）をご覧ください。前回の運営協議会における会議録を掲載しておりますので、ご確認ください。前回の運営協議会の結果といたしましては、再協議という結果を3点の確認内容と併せて事業者へ通知いたしました。確認内容の1点目は、安全な運転のための確認についてです。自家用の車を持ち込んで運転を行っていただき、サポーターを100人集めるにあたり、車両が本当に登録している車であるのか、運転手が飲酒などをしていないのかなどの点検についてどのように行うのか。また、事故が起こった場合、どのように報告し、代理の運転者をどのように配置するのかなど、安全への対応をどのように行うのか等を確認する必要であるという内容でございます。2点目は、保険についての確認です。事故が起きた場合、搭乗者に保険が適用されるのか。前回の説明の中では、月に14日以内の運行であれば日常レジャーの契約でも保険が適用されるようですが、利用会員100名を目指すと15日以上運行する可能性があります。そのため、運転者が複数に増えた場合でも全ての運転者が加入する自動車保険について、福祉有償運送での運行中の事故が補償されるのかの確認でございます。3点目は、運営体制についてです。福祉有償運送を行うために事業を立ち上げたということで、事業に対する熱意はございます。しかし、現在、市内で活動ができるかたは大野様1人であること、年間1,000回をこえるシルバー人材センターも赤字であることを踏まえると、どのように安定した運営を行っていくのか。具体的に協力会員、利用者はどのように増やしていくのか等について確認をすることとなります。この後、大野様からご説明がありますが、その前に、再協議となりました部分について、2点ほど事務局が確認を行ったので結果を報告いたします。

1点目は保険についてです。パンフレットの31ページをご参照ください。現在、大野様が加入されている自動車保険のパンフレットによりますと、使用目的が業務使用となる場合は、月に15日以上業務に使用する場合でした。また、月に15日以上通勤・通学に使用しない場合は、日常・レジャー使用となりますことを確認いたしました。2点目は車のナンバーです。会議で緑ナンバーまたはステッカーでないといけないのではとご質問をいただきました。自家用有償旅客運送は自家用自動車を使用して、有償での運送を行うサービスのことを指すので、白ナンバーでの運行が可能です。ただし、白タクと区別するために、車体に法人名、「有償運送車両」の文字、登録番号の3点を記載したステッカー等を表示し、また、登録証の写しを自動車に備えておく必要があります。安全確認については、NPO法人の経営に関すること等については、事業者からご説明いただきます。その後、協議の際は事業者にご退席いただき、皆様にご協議いただいたうえで表決していただきます。

◇会長

それでは、ただいま事務局から説明と報告がございました。それでは、事業者から説明をいただく前に事業者へ確認することについて、委員の皆様から、何かご意見等はございますでしょうか。

(協議)

□A委員

保険について、大野さんの自動車については適用されているが、他の100人の運転者についても確認が必要です。自賠責保険と任意保険の確認も必要です。

▲事務局

協力会員が加入している保険についても確認していただくよう事業者へお願いをいたしました。この後、ご説明いただけるかと思われます。

□A委員

実は、大野さんから7月25日に事業説明会を開催するとのハガキが届きました。協力会員募集に関する活動は行っているようです。

◇会長

他にございませんか。

□B委員

料金は佐倉市社会福祉協議会の移動サービスの料金を参考にして設定されたよう

ですが、他の事業者の一覧で比較すると介助料が高いのではないかとの印象があります。

□C委員

「運送に対する対価」と「運送の対価以外の対価」を明確に分ける必要があります。今の料金ですと「運送の対価」と「運送の対価以外の対価」が合算になっているため、タクシー料金と差が無くなってしまうため、制度上適用しなくなってしまいます。

◇会長

他にございませんか。無いようですので、これより事業者に入室いただき、説明いただきたいと思えます。

(事業者 入室)

◇会長

それでは、議事(1)「特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総の登録申請について」事業者から説明をお願いいたします。

▼事業者(特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総)

特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総と申します。よろしく願いいたします。

【説明要旨】

・具体的な運営体制について、資料については運輸支局に提出する資料として予め運営協議会に提出済みですが、実際の運営は、認可をいただいた後、協力会員の募集を行うなかで協力会員の経験や運行管理責任者の要件を備える資格の有無を確認しつつ共同経営者を確保し、運営体制を強化していきたい。

・7月25日に協力会員向けの説明会を開催予定。

・初年度は、安定した安全な運行体制の確立を目指すため、事務所保有車両の購入を控えたい。

・市内の既存福祉有償運送事業者である佐倉市社会福祉協議会、佐倉市シルバー人材センターに不足している点を補うために法人を起ち上げた。

・補う内容としては、

①佐倉市社会福祉協議会、佐倉市シルバー人材センターの運行は、佐倉市近隣市への運行に制限があります。佐倉市社会福祉協議会は成田市への運行を行っておらず、佐倉市シルバー人材センターも迎車料金を設定していないため、市外への送迎に制限があります。そのため、佐倉市から離れた病院への通院に利用される方がたのニーズに応えられるように「運送の区域」を補います。

②佐倉市社会福祉協議会、佐倉市シルバー人材センターの運行は、平日 8 時 30 分から 17 時までの運行であるが、弊社は時間に制限を設けずに運行を行うこと。

③平日のみでなく、弊社は土日祝祭日も積極的に運行を行うこと。

④佐倉市社会福祉協議会、佐倉市シルバー人材センターは、運行 3 日前までの予約が必要であるが、弊社は予約を 3 日前までとせず、急な用事にも対応していきたい。

・弊社は、佐倉市社会福祉協議会、佐倉市シルバー人材センターを福祉有償運送を行う「共同体」と考えており、利用会員・協力会員の募集、運転者講習会を含む教育を共同で開催・広告・募集を行っても良いのではないかと考えている。

・協力会員の研修についても、運転者を増やすために必要な福祉有償運送運転者講習やセダン等運転者講習の開催についても、全国で開催されているが、3 事業者で共同で定期的に開催していきたい。

・初年度の目標として利用会員最大 100 名を目標としており、佐倉市社会福祉協議会、佐倉市シルバー人材センター、近隣の福祉有償運送事業者と連絡を取り合い、利用者同士の相互の紹介も可能かと考えている。

・利用会員の募集方法として、包括支援センター、デイサービス、障害者支援施設等への資料配布、こうほう佐倉への定期的な掲載、敬老会等高齢者団体へも告知していきたい。

・一般の方々が福祉有償運送の車両を目にする機会が多いのは、運行車両への「有償運送」のマグネットシール等の掲示であるため、利用会員・協力会員募集策として運行車両への掲示を行いたい。

・白タク防止措置として、NPO 保険の要件としても求められている運行番号を割振り、車両に事業者名・有償運送である旨を明示したマグネットシートを貼り、運転者には運行時には必ず事業者名・氏名を明らかにした名札の着用を義務付けていきたい。

・安全な運転のための確認として、協力会員とは個別に損害の負担や管理責任を明確にした契約書を交わし、安全運行のために運行前後に点検を行ない、その結果を点呼として本部へ報告するしくみを設ける。

・運用マニュアルを作成し、乗車前点検の内容は、車両 4 灯の点灯点検、疾病、疲労、飲酒等の体調確認、燃料確認、免許条件、免許証、マグネットシート表示の確認をチェックシートを配布し行うこととする。

・事故の対応手順書を作成し、運行時の運転者の所持品に含めたい。小さなトラブルも事故報告書を作成・記録を行ない、必要な報告を行う。

・損害賠償措置は、自動車保険、NPO 保険の 2 段階で補償を行う。自動車保険については、対人賠償 8,000 万円以上、対物賠償 200 万円以上の任意保険又は共済保険に加入することを条件とする。現段階で所持している運行車両については、対人対物無制限、人身傷害保険、搭乗者傷害特約が補償されている。

・福祉有償運送での運行中に発生した事故に対して補償されない保険もあるため、協力会員が加入している自動車保険の補償内容については、まずは運転者の責任で福祉

有償運送での運行中に発生した事故に対しても補償される保険であるかどうか確認を行うこととする。

- ・15日以上業務を行う場合は、保険会社により保険契約を業務用とする必要があるので、弊社のルールとして運行が月15日以上となる場合は使用目的を業務使用とする。
- ・自動車保険でカバーされない部分は、NPO保険で補償を行う。

◇会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆様何かございますか。

□D委員

保険について、先ほどの説明では対人賠償は8,000万円が条件であり、NPO保険の方は2億円と伺ったのですが、宣誓書には無制限と記載がありますが、そのあたりはいかがですか。

▼事業者

当初は無制限を検討していたのですが、NPO保険として加入するものは対人対物ともに2億円が上限となるので、宣誓書を訂正いたします。

□E委員

大野さんは佐倉市社会福祉協議会においても移動サービスのサポーター、コーディネーターを行っていただいておりますが、この度、7月25日に開催される説明会の通知を佐倉市社会福祉協議会で管理している協力会員の名簿を使用して通知を発送するという大変残念な事態が起きました。個人情報保護については、運行の安心・安全とともに守らなければならないことでもあります。佐倉市社会福祉協議会では大変残念なことが起こりましたが、特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総の活動の中では、個人情報の漏えいが起こらないような管理体制を構築するとともに、このようなことを起こさないようなお考えを明確にお示しいただきたいと思います。

▼事業者

個人情報の取扱いにつきましては資料にはございませんが、運転者との契約書において一文を追加したいと思います。また、利用者に対しても個人情報取扱い条文を作成し、条文の範囲内で使用することを明確に提示していきたいと思います。

□B委員

福祉関係の事業所は、個人情報の取扱いは特に重要なこととなりますので、鍵付きのロッカーに保管する等を基本として行っております。先ほど事務所を持たないとの

説明がありましたが、個人情報保護についてどのように行う予定ですか。

▼事業者

自宅を仮事務所とし、情報管理等も自宅の仮事務所に保管していく予定です。

□B委員

利用会員 100 人を指すということは、100 人分の個人情報を管理するということなので、ご自宅に空き巣が入られて個人情報が盗まれてしまうことまでも考慮しないとけないと思います。

▼事業者

私事になりますが、別の会社も経営しており、今回千葉県での活動を中心に行うため、都内にあるオフィスを千葉県の自宅に移転しております。その設備の中に耐火金庫や必要なオフィスの用品が整っておりますので、そこで管理していきたいと考えております。

□C委員

事業者保険について、1つの事故で補償の限度が2億円ですか。

▼事業者

そのとおりです。

□C委員

利用会員 100 名全員が対象ですか。

▼事業者

弊社の活動の中で行われた運行については全て対象になります。

□C委員

ご自宅にある事務所で運行管理等を確実に行っていただく必要があるのですが、今後ご自宅にある事務所で点呼等を行う予定ですか。

▼事業者

初年度は安定した運営のため事務所を設けない予定ですが、来期以降は専用事務所を設け、保有車両の車庫を設けていきたいと考えております。

□A委員

一番大切な事は、利用会員から予約の申込みがあった際に運転者に連絡するコーディネートの部分になると思いますが、コーディネートはご自宅で行う予定なのでしょうか。

▼事業者

先ほどのオフィスを移転する際に、ちば北総専用の回線を追加しました。ご予約の電話があった際は専用回線を通して私の携帯電話に転送されます。

□A委員

ちば北総の協力会員は佐倉市社会福祉協議会の移動サービスにある正会員の扱いになるのですか。

▼事業者

正会員の扱いにはなりません。

□C委員

他の事業者とは違う担当制での運行のようですが、今後、会員が増えていった場合、事務所を介さずに直接運転者と利用会員が連絡を取り合う懸念があります。研修を行うとのことですが、安全面にも影響があるため、利用会員、運転者は事業者の管理下にあることや他の事業者とは違う担当制であることを徹底して運営していただきたいと思います。

▼事業者

白タク防止対策については、先ほどNPO保険の要件として運行番号を割振ると申しましたが、正式には団体からとった番号かどうかでNPO保険の対象になるかどうかになりますので、その説明を行ったうえで白タク行為を抑止していきたいと考えております。

□C委員

適応される運行を行う場合ということですね。それ以外の運行を行う予定はないですか。

▼事業者

団体としては行う予定はないですが、仮に運転者の中で白タク行為をされた場合でも私どもでは把握できませんので、その場合は個人の責任になると思います。

□C委員

想定しているのは、病院への送迎が主ですか。

▼事業者

私の経験では病院と買い物が多かったですが、私どもはレジャー、遠方への墓参り、親族等への訪問等を考えております。また、土日祝日時間外の運行ですと病院への送迎が主流にはならないのではなかと考えております。

□C委員

白タク行為防止のために、運転者証を掲示することも自家用福祉有償運送でも制度的にあるので、運転者証の掲示や車体表示で運送事業を行っていることをアピールできるのではないかと思います。その他、運転者台帳、乗務記録等も運行管理につながります。また、担当された運転者以外にも乗務記録等の情報共有を行う決まりがあるので、その部分についても運行管理や運行の安全対策の一つにつながるのでは、安全性向上のために意識して行っていただきたいと思っております。

▼事業者

佐倉市では持込車両での福祉有償運送の運行は初めてとなりますので、持ち込み車両での運行マニュアルを初年度に整備していきたいです。

□C委員

基本は対面点呼ではなく電話ということですか

▼事業者

携帯電話での点呼になると考えております。

□C委員

バス、タクシーの事業者は対面点呼が基本となっております。対面でないと顔色等がわからないので、対面点呼の方が安全性が高まります。ニュース等でも事故に関する報道も多いので、出来る限り対面点呼を行っていただきたいと思っております。

▼事業者

検討してまいりたいと思っております。拠点については必要だと考えておりますが、初年度は事務所の設立について様子を見たいと考えております。福祉車両については、来期以降になります事務所保有の車両が複数台必要となるかと思っておりますので、対面点呼についても次年度以降は事務所保有の車両については可能になるかと思っております。

C 委員

料金の関係ですが、介助料・運行料・送迎料をワンセットで収受されるのですか。

▼事業者

そのとおりです。

C 委員

運行料と介助料を明確に分けていただければと思います。運行料はタクシー料金の1/2程度、介助料・送迎料は実費の範囲内という制限があります。全てまとめて収受しますと内訳が不明瞭であり、また、タクシー料金と差がなくなってしまうので、介助料・運行料・送迎料を分けて明記していただきたいと思います。

▼事業者

対価については、他の事業者を参考にしておりますが、弊社独自の対価を考えております。実際に運行し利用者からのご意見を伺ったうえで、来期以降改善点として挙げていきたいと考えております。

C 委員

書面的には分けてください。実績を踏まえて来年度以降に料金改定されることは良い事かと思えます。

F 委員

保険ですが、対人賠償を2億円としておりますが、他の保険は無制限の保険が多いのですが、無制限にしない理由は何ですか。

▼事業者

NPO 保険のパッケージが2億円のためです。

F 委員

契約されている保険会社では、他に無制限の補償ができる保険は無かったのですか。

▼事業者

団体ごとにカスタマイズした保険はあるようですが、一般的な保険としてはこのNPO 保険のみのようです。

F 委員

自動車保険と同一の保険会社ですと、スムーズにいく部分等があったのではないかと

でお聞きしました。

□D委員

参考で用意していただいた他社の「自家用有償旅客運送事業者向け自動車保険の販売開始」について資料があるのですが、この保険があるのであれば無制限の補償の可能なのではないかと思うのですが、具体的な補償内容はわかりますか。

▲事務局

補償内容までは確認が取れておりません。

□D委員

既契約のNPO保険の補償額が2億円ですと少し心配なので、こちらの保険でもし無制限の補償が可能であるならば、こちらの方がより安全ではないかと思えます。

▼事業者

保険については数種類あるのは存じておりますので、運行状況をみて保険の見直しを行いたいと思えます。

□G委員

介助料はどこまでの範囲を指しているのですか。

▼事業者

福祉有償運送の原則はドア・ツー・ドアですが、福祉有償運送では利用会員にスタッフが付き添い、見守ることができる点が一般の福祉タクシーと異なる点だと考えております。全介助や半介助はお引き受けできるか検討が必要ですが、例えば、車イスを利用される方ですと院内介助も含まれます。

□G委員

病院の玄関までではなく、診察室まで付き添うということですか。

▼事業者

対象者が介助が必要な方が中心になりますので、乗車介助は必要だと思えます。

□G委員

協力会員100名という目標があり、マニュアル等を作成されるようですが、協力会員の健康、車両の状態について利用者はわかりません。万が一、事故が発生した場合、後から運転者の体調不良等が発覚することになるので、携帯電話での運行前点検につ

いて疑問に思います。

▼事業者

正直、私も悩んでいる点でございます。例えば、免許保有者であっても安全な運転ができるかということは別問題ですので、安全面を強化していくことが今後の検討課題となると思います。

□H委員

持込車両 100 台ということですが、何か問題が発生した場合の対処法はあるのですか。

□C委員

苦情対応、事故対応については、登録されている事業者で行うので、苦情処理責任者、事故対応責任者を決めていただき、事業者として対応していただく事となります。そのため、事故等で補償が必要な場合は事業者が加入されている保険で補償するようになります。

□H委員

運行については運輸支局のかたが指導するようになるのですか。

□C委員

運行の関係で違反するようなことがあると自家用車に対しても監査や処分制度があるので運輸支局の方で対応いたします。

□I委員

初年度は事務所を設けないとのことですが、時間、距離は記録に残ると思いますが、利用者の病状等の記録はきちんと運転者から事務局へ届くのですか。また、連絡手段である携帯電話は運転者個人の携帯電話と業務用携帯電話のどちらになりますか。運転者が増えた場合でも、予約・苦情・事故の連絡は大野さんの携帯電話 1 台で行うのですか。

▼事業者

連絡手段は使いやすさを考慮して個人の携帯電話を考えております。また、運行記録については、車両点検を行なうと同時に運行伝票を作成します。運行伝票の内容は、運行日、運行番号、利用者、協力者、車両、運行前点検連絡時間、距離、時間を現場で記入し、1 枚を利用者へ配布し、もう 1 枚を事務所へ送り、事務所で管理します。事務所へは運転者からの点呼で管理状況といたします。

□ I 委員

きちんと運転者から事務所への報告を行う体制が整っていないと、利用者としては心配です。

▼事業者

運行の中でトラブルが起きた場合は、運行伝票の中にメモ欄があるので、メモ欄に引き継ぎ事項を記入していただき、事務所に報告していただきたいと思います。

□ B 委員

それはどのような方法で事務所へ提出していただくのですか。

▼事業者

基本的には月末に集計して報告していただきます。

□ B 委員

皆さんが心配されているのは、事務所が管理している車両を使用して運行を行うのではなく、各自の自家用車を使用し、運転者のご自宅から運行されるという部分です。前回の運営協議会で時間の無駄を省く事ができるためとの説明もありましたが、安全性を考えた時に、運行前も運行後も運転者の体調等を実際に確認することができず、運転者の当日の体調、運転者が契約している保険内容、事故が起きた際の体制等、携帯電話を使用した点呼の内容が真実なのかどうか不安に思います。バス・タクシー会社は対面点呼を基本とし、アルコールチェックも行っていると伺っております。そのなかで、運転者の自己報告のみで運行前点検を完了してしまうのでしょうか。運転者の状況を実際に確認できる対面点呼と比較して、携帯電話を使用した点呼に大変不安を覚えます。また、事故が起きたとしても、利用者の用事は無くなるわけではありません。代理の運転者や車両の手配はどのように行うのでしょうか。

▼事業者

代理の運転者や車両については、他の協力会員にお願いする事になります。

□ B 委員

事故を含めて運転者からの報告は全て大野さんの携帯電話に入るという事になりますが、そのあたりはどのようなのでしょうか。

▼事業者

そこまでの状況を把握しておりませんので、他の持込車両で運行されている事業者にも状況を伺い、参考にしたいと思います。

□F 委員

万が一、人身事故を起こしてしまった場合は、全て運転者が対応されるのでしょうか。

▼事業者

事故対応については、マニュアルを作成し、事務所から人員を向かわせることとしたいと考えております。

□F 委員

事故は滅多にない事かと思いますが、万が一、事故が発生した際は利用者にもショックを与えてしまいます。事務所からの応援がすぐに到着すればよいのですが、時間がかかると利用者へのケアも必要かと考えたので伺いました。

▼事業者

何か対策を取りたいと思います。

□C 委員

月末の報告は、乗務記録を報告するということですか。

▼事業者

そうです。

□C 委員

確認になりますが、運輸支局への登録は運転者ではなく事業者を登録し、且つ、運行管理は運転者ではなく事業者が行います。フランチャイズではないので、事業者が運行を引き受け、事業者から運転者へ連絡します。仮に、営業区域以外での運行等の違反があった場合の確認も乗務記録で確認ができるかと思います。そういう意味で乗務記録の報告が月毎ですと遅いと思います。

▼事業者

イレギュラーなものは、月末まで放置せず、その都度報告していただくようにしたいと思います。

□C 委員

その場合ですと、運転者が月末の報告で良いのか、または、違反等その都度報告を行うものなのかを判断することになりますので、研修などを行ない、運転者の知識を高めていただく必要があります。

□D委員

介助料の「運行 30 分含む」とはどの部分ですか。運転されている間も介助料はかかるのですか。

▼事業者

乗車から 30 分です。

□D委員

運転されている間も介助料が発生するという事は、運行料との二重取りになりませんか。

□C委員

「運送の対価」は、タクシー料金の概ね 1/2 の範囲内であることや、「運送の対価以外の対価」は、実費の範囲内であることなど決まりがありますが、その決まりを越えなければ時間制と距離制を併用することも可能です。

□D委員

運行料が 5 kmだと 1,000 円です。介助料が基本料金 1,000 円なので、合算すると 2,000 円になります。そうすると、タクシー料金とあまり差は無いかと思いますがいかがですか。

▼事業者

初乗りの部分の料金が高いので、短距離だとタクシー料金とあまり変わりません。しかし、実際の運行では車両、保険、運転者、コーディネーターが動きますので、最低限の価格として今回提示している料金になるかと思います。

□D委員

そうしますと、福祉有償運送としてどうなのかと思いますがいかがでしょうか。

□C委員

先ほど、介助料と「運送の対価」を分けていただきたいと申しましたが、その理由は、千葉県内の時間制のタクシー料金は 30 分 2,980 円ですので、その 1/2 だと 1,490 円ですので、単純に 30 分 1,500 円が目安になるかと思います。今回の料金ですと、30 分で料金が約 3,000 円になるので対価の基準を超えてしまいます。そのため、運行料と介助料を分けていただきたいと思います。料金なので、この場ではっきりとわかるものではないので、難しいところでもあります。

▼事業者

単価という考え方では、営利目的ですと実際にこの料金では事業が回りません。料金体系については、既存の事業者を参考にさせていただいております。

□A委員

大野さんは他事業者の状況等をよく勉強されてます。書類についても他事業者の良い部分を参考に作成されているように伺えます。料金体系は、数字的には高いですが、院内介助が一番求められている部分ですので、積極的に院内介助をされるということは良いことだと思います。料金は安い方が良いですが、福祉車両を購入するには通常車両の約3倍以上の費用が発生しますので、その部分を持ち込み車両で補うということで問題ないと思います。万が一の場合を想定しますと話は尽きないと思います。一つ質問ですが、協力会員への支払いや利用会員からの料金の収受はどのように行うのですか。

▼事業者

協力会員へは月末締めの時給単価で現金でお支払いし、利用会員からの料金の収受は、基本は口座引落しを考えております。

◇会長

他にございませんか。

無いようですので、これより協議に移りたいと思います。申し訳ございませんが、本協議会の協議については、「非公開」とさせていただいておりますので、事業者のかたはご退席をお願いいたします。ただし、委員から追加質問等があった場合は、ご対応いただきたいと思いますので、会議終了のお声かけが済むまで待機をお願いいたします。ありがとうございました。

(事業者 退席)

◇会長

議事(1)「特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総における登録申請について」の協議に移ります。委員の皆様からご意見はございませんか。

□F委員

福祉有償運送の事業者は、今後、協力会員が多くなった場合、運行管理はどのくらい厳しく行うのですか。

□C委員

運行管理責任者については、5両以上の自動車を運行管理する場合は、要件を備える運行管理者を自動車の数に応じて選任する必要があります。

□F委員

運行管理の責任者は常駐ですか。

□C委員

必ずしも常駐としなければいけないことはないのですが、少なくとも運転者等と連絡がとれる体制を整える必要があります。または、運行管理責任者の代理を設けて対応する必要があります。

□F委員

アルコールチェックについて、スマートフォンのアプリを使用することも可能なのですか。

□C委員

現在の福祉有償運送の制度では、アルコールチェックは義務ではなく、積極的に行っていただきたい確認項目というレベルです。ただ、アプリの性能は様々ですので、スマートフォンのアプリでのアルコールチェックが適しているか分かりません。

□F委員

福祉有償運送の制度では、アルコールチェックは義務ではないということであるならば、電話での点呼ではなく対面点呼を行ってほしいとは言えないという事ですね。

□C委員

制度的には、対面点呼でないといけないというわけではありません。

□D委員

保険の補償について、可能であれば、万が一に備えて無制限の保険を探してほしいです。対価についても、院内での介助は必要ですが、実走中も介助料が発生してしまうと、目安であるタクシー料金の1/2を超えてしまいます。運行料と介助料をそれぞれ分けて収受して欲しいです。

□C委員

運行料については、30分で1500円程度であれば制度上問題がないです。先ほど、経費がかかるとのお話もありましたが、ちば北総は持ち込み車両を使用するため事業

者の負担も抑えられていると思います。介助料については、「運送の対価以外の対価」のため、高額であったとしても実費の範囲内であれば問題ないです。ただ、運送に関する部分は、運行料と介助料を分けていただかないと内訳が見えないので、ご提示いただいている料金体系では良いとは言いづらいです。

□A委員

料金を下げるように意見すると運営ができなくなる懸念もあります。ただし、事業者を選択する権利は利用者にあります。

□D委員

誰が見てもわかるように、料金表をわかりやすく明記していただきたいです。

□F委員

わかりやすい料金表を掲示する方法もあります。時間だけでは計れない部分もあります。例えば、佐倉市内と船橋市内では渋滞等の交通状況が異なるので、同じ時間でも進める距離が違います。大野さんは都内でも事業を行っているのかわかりませんが、都内の30分と佐倉市の30分では進める距離が異なるので、その辺りをどのようにお考えなのかが気になります。

□A委員

先ほど、佐倉市社会福祉協議会で行っている移動サービスの協力会員の個人情報を大野さんが使用され、説明会の案内を発送されたとお話がありました。実は、私も佐倉市社会福祉協議会の移動サービスの協力会員ですので、私のもとにもハガキが届き、なぜ届いたのか驚きました。今後、利用会員募集についての通知を佐倉市社会福祉協議会の移動サービスの利用会員へ送付する懸念もありますので、協力会員のみならず、利用会員の個人情報の管理についても徹底していただきたいと思います。

□E委員

佐倉市社会福祉協議会といたしましても、会員に関する貴重な個人情報をお預かりしておりますので、今一度、情報管理について周知徹底をしたうえで、再発防止に努め、信頼回復に向けて対応していきたいと思います。

◇会長

他にございますか。

□G委員

既存の2事業者が不足する部分を補うという事業の目的は良いと思いますが、私が

一番懸念することは、協力会員が増えたとして、運転者の方々の年齢層等は異なると思います。その場合、携帯電話1本で管理することについて安全性の管理ができるのか不安に思います。事故が起きて初めて体制の不備に気づく事にならないか心配です。協力会員100人体制というのは、もう少し体制が構築されてきてからでも良いのではないかと思います。

□B委員

対面点呼でなくても良いと先ほど仰っておりましたがいかがですか。

□C委員

協議会において制度の範囲内でローカルルールを作成することもできますが、市内全事業者に適用します。例えば、運転者に年齢制限を設けるなどがあります。

□B委員

利用者は健康なかたばかりではなく、要介護・要支援認定者や身体障害者です。大野さんは佐倉市ファミリー・サポート・センターや佐倉市社会福祉協議会の移動サービスでの経験もあり運行に慣れていらっしゃると思いますが、突発的な事態が起きた場合の対応について気になります。そういった研修は佐倉市ファミリー・サポート・センターや佐倉市社会福祉協議会の移動サービスでは行っているのでしょうか。

□A委員

行っております。佐倉市社会福祉協議会の移動サービスでは年2回行っております。また、佐倉市ファミリー・サポート・センターでは、定期的にサポーター会議を開催し、警察のかたに依頼して新しい法令等の勉強会を行っております。ただ、自家用車持ち込みの場合と事務所保有の車両を使用する場合とでは状況が異なると思います。佐倉市ファミリー・サポート・センターの場合は保険金額は500万円ですが、その契約のもとに利用者が納得して申込みしていただく事となっております。そういった意味では、ちば北総の書類は書類的には完璧です。

□D委員

宣誓書の内容を変更することはできますか。

□C委員

運輸支局への申請時に、その申請する時点での内容で書類を提出していただければ問題ありません。

□A委員

補償については、例えば、鉄道会社への賠償がある場合は2億円の補償では足りなくなります。

□B委員

万が一の事ばかりを考えていると福祉有償運送事業が成り立たなくなっていますので、仮に運営協議会での合意の後、重大な事故や違反があった場合は何か処分があるのですか。

□C委員

事業者に対して行政処分が行われます。一番重い処分は登録の取消しです。

□A委員

社会福祉法人やNPO法人には厳しい規程があるので、違反があった場合はすぐに取り消されます。

□B委員

行政処分は事業者に対してありますが、個人に対しては何もできないことが怖い部分です。千葉県内で持ち込み車両で運行を行っている事業者は他にありますか。

□C委員

あります。

□B委員

個人が事故を起こした場合は道路交通法上の罰則がありますが、事業者に対しては罰則はあるのでしょうか。

□C委員

登録は事業者に対する登録であるため、処分対象は事業者です。持ち込み車両に対しても処分があるのかは前例がないので把握しておりません。

□B委員

持ち込み車両が例えば20台位までなら大野さんが保有されている運行管理責任者の資格で良いのですが、車両100台を目指すというところが不安ではあるのですが、制度的には問題はないのですか。

□C委員

私の記憶では持ち込み車両を100台を管理されている事業者はありません。なぜ1年で100台を目指されるのか伺っておりませんでした。要件を備える運行管理責任者を車両の数に応じて選任すれば保有車両の台数を増やすことができます。事業者が保有する車両であれば車庫が事務所にあり、点呼等も対面で行うことができますが、持ち込み車両は対面点呼ができない等事務所保有の車両の場合と比較して、その部分のリスクは高まると思います。

▲事務局

運転者が複数の事業者に所属することは可能ですか。

□C委員

長時間労働等にならないければ複数の事業者に所属することは可能だと思います。

□B委員

運行中は、車体に表示する標章や登録証をその都度依頼を受けた事業者の標章等に変更すれば問題ないということですね。

□C委員

依頼を受けた事業者に対応した表示や料金体系で運行していただく必要があると思います。

□H委員

台数制限することは可能ですか。

◇会長

事前に運営協議会において台数制限を設けるローカルルールが承認されていれば、可能です。

▲事務局

他市において、登録要件を設けているところもあります。

□D委員

次の更新は2年後なので、その間に登録要件を作成すれば良いのではないのでしょうか。車両台数を100台まで増やすことは大変だと思います。

F 委員

運行管理者の資格を保有されているのは現在お一人だけなので、現時点で車両を増やすのであれば 39 台までとすることができるかと思いますが、強制はできないと思います。

A 委員

利用会員が増えなければ 100 台まで車両を増やす必要がないので、あくまで理想だと思います。車両台数の制限を設けると利用会員の人数を制限することになってしまいます。

B 委員

大野さんは運行管理者の資格を保有されているのですか。

C 委員

書類にありました。

B 委員

39 台まではお一人で運行ができるのですか。

C 委員

39 台まで可能です。

A 委員

利用会員が増えれば、運行管理者も増やすと思います。

◇会長

本日の運営協議会における結論を出す必要がありますがいかがでしょうか。

D 委員

ご提出いただいた書類には、運行管理責任者が別の理事のかたのお名前になっておりますがよろしいのですか。

C 委員

本来ですと、大野さんのお名前になります。

◇会長

他にございませんか。

□C委員

対価についてですが、対価は経営等の兼ね合いもありますので、簡単には決定できないかとも思います。しかし、先ほど事業者へもお伝えしたとおり、現在の料金体系ですと、制度上の対価の金額を上回っておりますので、運行料と介助料を明確に分けていただく必要があります。

◇会長

仮に承認するとすると、本日の協議結果はどのように通知するのですか。

▲事務局

協議が調ったことを証する書類にて通知します。

◇会長

承認には条件がつけられるのですか。

□C委員

条件がつけられるかは難しいところです。ローカルルールを設けるにしても、台数制限については前例がないので確認する必要があります。条件付きの承認は難しいと思います。

◇会長

他にご意見はありますか。

無いようですので、それでは、表決に入ります。議事（1）「特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総における登録申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成1名ですので、議事（1）「特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総における登録申請について」は否決となりました。

▲事務局

確認ですが、条件が整ったら再度協議に諮るということは可能でしょうか。

◇会長

先ほどの協議の中で、運行管理体制、対価について不明瞭な部分がありましたので、再度運営協議会に諮るとすると、その部分を整理していただく必要があります。運行管理体制については、予定ではなく確約のとれた協力会員の名簿や保険に関する書類

を提出していただく等現実的に体制を整えていただくことが条件となります。それでは、委員の皆様伺います。以上の条件が整った場合は、再協議を行ってよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

◇会長

それでは、議事（１）「特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総における登録申請について」は、条件が整った場合は再協議といたします。議事は以上です。委員の皆様、長時間ありがとうございました。